



保護者の権利章典

英語学習者／多言語学習者のみなさまへ

コネチカット州教育省

州教育委員会は、[P.A.23-150 第 17 項](#)に則り、多言語学習者である生徒の保護者のための権利章典を起草し、一般法第 164 章に基づくバイリンガル教育の提供において、そのような両親もしくは保護者と生徒の権利が十分に保証され、両親もしくは保護者の主要言語でこの権利章典が共有されることを保証する。

これが意味することは、[P.A.23-150 第 17 項](#)によれば、州教育委員会が、多言語を学習する生徒の両親もしくは保護者のための明確な権利一覧を作成するということである。その一覧は、一般法第 164 章に記載されているバイリンガル教育を受ける際、その教育を受ける生徒や保護者の権利が安全に守られることを確認できるようにするためのものである。権利の一覧は、その両親もしくは保護者が最もよく理解できる言語で保護者に提供される。

2024年7月1日に始まる学年度およびその後の各学年度において、バイリンガル教育または新しい言語として英語プログラムを提供する各地方および地域の教育委員会は、以下を行うものとする。

1. 資格を有する生徒の両親もしくは保護者に、その使用する主要言語で書かれた多言語学習者の権利章典のコピーを提供する。
2. 多言語学習者の権利章典を、教育委員会のインターネットウェブサイトから入手できるようにする。

これが意味することは、**2024年7月1日以降**、バイリンガル教育または新しい言語として英語プログラムを提供するすべての地方教育委員会および地域教育委員会は、下記をしなければいけないということである。

1. 資格を有する生徒の保護者に、その保護者が最もよく理解できる言語で、多言語学習者の権利章典のコピーを提供する。
2. この多言語学習者の権利章典を、委員会のウェブサイトから入手できるようにする。

これらは、英語学習者／多言語学習者の権利章典の宣言である

1. 英語学習者/多言語学習を行う生徒が、その生徒自身の移民資格またはその生徒の両親もしくは保護者の移民資格にかかわらず、州内の公立学校に通う権利。

つまり、英語学習者や多言語を話す人間は、その生徒地震や両親／保護者が移民であったとしても、州の公立学校に通う権利があるということである。

2. 英語学習者／多言語学習者の生徒の両親もしくは保護者が、ソーシャル・セキュリティナンバー、ビザ証明書、市民権の証明書を含むこれらに限定されを含む移民関連書類の提出を求められることなく、公立学校に生徒を入学させることができる権利。

これが意味することは、英語を学んでいる生徒や多言語を話す生徒の両親もしくは保護者は、ソーシャル・セキュリティナンバーやビザ書類、市民であることを証明する書類などの移民関連書類を提出することなく、子供を公立学校に入学させる権利があるということである。

3. 英語学習者／多言語学習者は(A) 直接対面するか、電話またはオンライン技術プラットフォームを通じて利用可能な通訳者 (B) 保護者面談、当該生徒が在籍する学校の管理者との会合、適切に通知された教育委員会の定例会議または臨時会議、あるいは本法第 18 条に従って、当該生徒の教育を担当する教育委員会のメンバーとの予定された会合を含むこれらに限定されない教師や管理者との重要なやり取りがある場合、インターネットのウェブサイトまたは州教育委員会が承認したその他の電子アプリケーションを通じて翻訳サービスを受ける権利。

これが意味することは、英語学習者／多言語学習者は、生徒の教育に関わる重要な会議において、通訳の助けを得る権利があるということである。この支援は、対面・電話もしくはコンピューターを通じて通訳から受けることができる。保護者会や学校の管理者との会議など、教師や学校のリーダーとの重要な話し合いのためのものである。これは、この法律の第 18 条と呼ばれる法律の特定のセクションに準拠している。

4. 英語学習者／多言語学習者が、一般法第10項17fの規定に則り、英語以外の言語が優位であると分類された適格な生徒が20名以上いる場合、地域または地方教育委員会が提供するバイリンガル教育のプログラムに参加することができる権利。

これが意味することは、英語学習者／多言語学習者は、学校でバイリンガル教育プログラムが必要な場合、そのプログラムに参加する権利があるということである。これは一般法令第10-17f条の規則に基づいている。

5. 英語学習者／多言語学習者の生徒の両親もしくは保護者が、その生徒が地域または地域の教育委員会が提供するバイリンガル教育プログラムまたは新しい言語としての英語プログラムに参加する資格があることを、英語とその保護者の母国語の両方で書面による通知を受ける権利。

これが意味することは、英語を学んでいる、あるいは複数の言語を話す生徒の両親もしくは保護者は、英語とその生徒が最も得意とする言語の両方で、地区が提供するバイリンガル教育あるいは新しい言語としての英語プログラムに子供が参加できることを伝える通知を書面で受け取る権利があるということである。

6. 英語学習者／多言語学習者の生徒およびその両親もしくは保護者が、地元または地域の教育委員会から、それらが提供する英語学習者／多言語学習者の生徒に対する州の基準、試験、学校における期待事項、バイリンガル教育や新しい言語としての英語のプログラムの目標や要件に関する情報を、そのバイリンガル教育や新しい言語としての英語のプログラムに参加する前に、その生徒および両親もしくは保護者の母国語で、質の高いオリエンテーションを受ける権利。

これが意味することは、英語学習者とその両親もしくは保護者は、母国語で行われる説明会に出席する権利があるということである。この説明会は、地元の教育委員会が主催する、州の基準や試験、英語学習や複数言語習得を目指している生徒に学校から何が期待されているかについての情報を与えるものである。また、バイリンガル教育や新しい言語としての英語プログラムの目標や規則についても、これらのプログラムに参加する前に学ぶことができる。

7. 英語学習者／多言語学習者の生徒の両親もしくは保護者が、その生徒の英語力の発達と習得の進捗状況についての情報を受け取る権利。

これが意味することは、英語を学習している生徒や多言語を話す生徒の両親もしくは保護者は、子供の英語力の向上状況についての最新情報や情報を得る権利があるということである。

8. 英語学習者／多言語学習者の生徒およびその両親もしくは保護者が、学校職員と面談し、生徒の英語学習の発達と習得について話し合う権利。

これが意味することは、英語を学習している生徒や多言語を話す生徒および両親もしくは保護者は、生徒の英語学習状況や言語能力の向上程度について学校職員と面談する権利があるということである。

9. 英語学習者／多言語学習者が、地元または地域の教育委員会がバイリンガル教育または新しい言語としての英語のプログラムを提供している場合、そのプログラムに参加する権利。

これが意味することは、英語学習者／多言語学習者は、学校でバイリンガル教育プログラムまたは新しい言語としての英語プログラムを提供している場合、そのプログラムに参加する権利があるということである。

10. 英語学習者／多言語学習者が、すべての学年の学校プログラムを平等に利用できる権利。

これが意味することは、英語学習者/多言語学習者は、その学年のすべての学校活動に参加する同じ機会を得る権利があるということである。

11. 英語学習者／多言語学習者は、学年レベルのすべての主要教科を平等に学ぶ権利がある。

これが意味することは、英語学習者/多言語学習者は、他の生徒と同様に、各学年の主要科目すべてを学ぶ権利があるということである。

12. 英語学習者／多言語学習者が毎年言語能力テストを受ける権利。

これが意味することは、英語学習者や複数の言語を話す人は、自分の語学力がどの程度かを知るために、毎年語学試験を受ける権利があるということである。

3 英語学習者／多言語学習者のみなさまへの権利の章典

13. 英語学習者/多言語学習者が、学校または学区が全生徒に提供している介入計画に沿った支援サービスを受ける権利。

これが意味することは、英語学習者／多言語学習者は、学校または学区の全生徒を支援するために用いている計画と一致する特別な支援を（介入されることで）受ける権利があるということである。

14. 英語学習者/多言語学習者が、一般法令第 10-17e 項に定義されている資格のある生徒であり続ける限り、継続的に毎年、バイリンガル教育または新しい言語としての英語のプログラムに登録される権利。

これが意味することは、英語学習者や多言語を話す生徒は、一般法令第 10 条の 17e で説明されている通り、適格な生徒である限り、毎年バイリンガル教育や新しい言語としての英語のプログラムに在籍し続けることができるということである。

15. 英語学習者/多言語学習者の両親もしくは保護者が、教育委員会が当該サービスまたは宿泊施設を提供または確保できなかった場合の救済手段に関する情報を含む当該生徒および両親もしくは保護者が利用可能な多言語学習者サービスまたは宿泊施設を利用する当該生徒の権利に関する質問または懸念について教育省に連絡する権利。

これが意味することは、英語学習者や複数の言語を話す生徒の両親もしくは保護者は、子供が言語学習のためのサービスや援助を受ける権利について質問や懸念がある場合、教育省に問い合わせることができるということである。これには、教育委員会が提供すべきサービスや支援を提供しない場合、保護者がどのような対応ができるかを知ること含まれる。